

予備自衛官等の訓練招集等に係る健康観察について

目的

新型コロナウイルス感染症の予備自衛官等及び訓練関係者への感染拡大防止のため、出頭予定者の健康状態を確認します。

依頼事項

○出頭予定日の14日前からの検温や健康状態を「健康観察シート」に記録していただきます。
 ○出頭受付の際に「健康観察シート」を提出してください。**（持参しない者は訓練受入れ不可）**

訓練受入れ可否の判断基準

【招集予定日に受入れできない予備自衛官等】

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹（り）患して現在治療中の者
- ② 新型コロナウイルス感染症に罹患した者と濃厚接触により保健所等から健康観察を指示されている者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の罹患を否定できない症状※を有する者
 ※次のいずれかに該当する場合とする。
 - 体温が37.5度以上である。
 - 咳（せき）が1日以上持続している。
 - 次の項目のうち2つ以上が該当する場合
 - ・ 咽頭痛
 - ・ 全身倦（けん）怠感
 - ・ 頭痛
 - ・ 1日3回以上の下痢
 - ・ 1日3回以上の嘔（おう）気又は嘔吐
 - ・ 事前の運動等の明らかな原因のない関節痛又は筋肉痛
- ④ 帰国日の過去14日以内に海外流行地域※に滞在歴があり、同地域から帰国した翌日から起算して14日以内に出頭日がある者
 ※海外流行地域（検疫強化対象地域）

（令和2年3月25日現在）

東アジア	中国、韓国の全域
ヨーロッパ	シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ）、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域
中東	イランの全域
アフリカ	エジプトの全域
北米	米国の全域

最新の情報は、厚生労働省ホームページにより確認してください。